

答申第 1161 号

諮問第 1829 号

件名：農地法の規定による許可申請についての一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 8 月 30 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 10 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象行政文書の特定

ア 開示請求の対象行政文書について

審査請求人から提出された令和 6 年 8 月 30 日付け行政文書開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」には「半田運動公園が愛知県の行政判断として市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引する公共施設と決定の起案と決裁をそれぞれの職務権限にて行った職員の氏名と情報。」と記載されていた。

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、農地転用許可申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。

農地を区分する際には、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ、おおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地は、市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地と区分することとされており（農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 43 条第 1 号）、公共施設等の有無が市街化の状況を判断する基

準の一つとされている。

また、「農地転用の実務（許可基準解説編）」によれば、この「教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設」は、市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものを対象とすることが適当であるとされている。

これらを踏まえ、本件開示請求対象文書は、愛知県が上記の公共施設等に半田運動公園が該当すると判断した起案者及び決裁者の職氏名が記載された文書であると解した。

イ 開示請求の対象行政文書の特定について

農地区分の判断は農地転用許可申請があった都度、個別に行われており、半田運動公園が公共施設等に該当するという理由で農地区分を判断した農地転用許可に係る案件は1件であった。

したがって、当該案件に係る決裁文書（令和6年8月19日付け6知農第5-118号「農地法第5条の規定による許可申請について（半田市：1,000㎡以上）」）のうち、起案者及び決裁者の職氏名が記載された起案用紙、農地転用許可申請に係る審査表及び農地区分図（これらの文書を以下「本件行政文書」という。）を抜粋して一部開示決定をした。

ウ 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、令和5年5月頃に、愛知県が半田運動公園を公共施設と認めるよう判断を変更していることから、当該判断変更の根拠となる文書があるべきであり、本件行政文書の中にはその根拠がないため、不完全である旨主張する。この主張については、本来あるはずの文書が開示されなかったという文書の特定の誤りに対する主張と、許可の際には半田運動公園が市街化を誘引する公共施設であるとした根拠が存在するはずで、その根拠が許可の決裁を行う際の添付資料に記載されているべきとの主張の2つが想定される。なお、この根拠については、これまでの審査請求人とのやり取りを通じて、住宅等の施設を誘引する公共施設等に該当すると判断するに当たり、公共施設等の周辺の住宅の増加数等の実測値を記したものを指すと解される。

(イ) 上記の審査請求人の主張に対して、まず初めに文書の特定の観点から述べる。上記イのとおり、農地区分の判断は、農地転用許可申請があった都度、個別に行われており、半田運動公園が公共施設等に該当するという理由で農地区分を判断した農地転用許可に係る案件は本件行政文書に係る許可申請のみである。

本件行政文書は、具体的な農地転用許可申請に対する許可に際して半田運動公園が住宅等の施設を誘引する公共施設等であることを前提に農地転用を許可した文書の抜粋である。本件行政文書のうち、起案用紙には農地転用許可申請に係る決裁の起案者、決裁者の職氏名等が

記載され、農地転用許可申請に係る審査表には、「500m以内に教育施設等が 2 以上ある」との記載があり、農地区分図には半田運動公園始め 2 つの施設及び農地転用許可申請の対象となる農地が示され、2 つの施設と対象となる農地の位置関係や距離が矢印により示されるとともに、農地区分の判断基準が引用されている。

(ウ) よって、本件行政文書は、本件開示請求の内容に合致する文書である。

なお、半田運動公園が市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できる公共施設等であると判断するにあたっては、法令等により公共施設等の周辺の住宅の増加数等を測定するような規定もなく、また、本県において、公共施設等の周辺の住宅の増加数等を実際に測定する運用はなされていないため、そのような文書は存在しない。

(エ) 続いて、本件行政文書に半田運動公園が市街化を誘引する公共施設であることの根拠が記載されておらず不完全との主張に対しては、文書の記載内容そのものや許可手続に係る意思決定の在り方についての不服であり、本件開示請求に対する一部開示決定とは関係のない主張である。

(オ) 以上により、本件開示請求において、審査請求者が開示を求めた文書はすべて開示されており、本件行政文書を特定したことに誤りはない。

4 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、農地転用許可制度における農地区分のうち第 3 種農地に区分するための要件における公共施設等に半田運動公園が該当すると愛知県が判断した際の起案者及び決裁者の職氏名が記載された文書の開示を求めるものと解される。

審査請求人は、審査請求書において、愛知県が半田運動公園を第 3 種農地の区分要件である公共施設に該当すると判断した根拠があるべき旨を主張していることから、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

実施機関によれば、農地区分の判断は、農地転用許可申請があった都度、個別に行っており、本件行政文書は、具体的な農地転用許可申請に対する許可に際して半田運動公園が住宅等の施設を誘引する公共施設等であることを前提に農地転用を許可した文書の抜粋であるとのことである。

そして、本件行政文書のうち起案用紙には、農地転用許可申請に係る決裁の起案者、決裁者の職氏名等が記載されており、農地転用許可申請に係る審査表には、「500m以内に教育施設等が 2 以上ある」との記載があり、農地区分図には半田運動公園始め 2 つの施設及び農地転用許可申請の対象となる農地と、これらの位置関係や距離が示されるとともに、農地区分の判断基準が引用されているとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、本件行政文書は、特定地番に係る農地転用許可を適当と認める中で、愛知県知多農林水産事務所において半田運動公園を住宅等の施設を誘引する公共施設等と判断したことが読み取れる文書であって、当該判断を行った際の起案者及び決裁者の職及び氏名が記載されていることから、本件開示請求の内容に合致する文書と認められる。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、半田運動公園が市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できる公共施設等であると判断するにあたっては、法令等により公共施設等の周辺の住宅の増加数等を測定するような規定はなく、本県において、公共施設等の周辺の住宅の増加数等を実際に測定する運用はなされていないことから、本件行政文書のほかに請求内容に合致する文書は存在しないとのことであり、これらの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

半田運動公園が愛知県の行政判断として市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引する公共施設と決定の起案と決裁をそれぞれの職務権限にて行った職員の氏名と情報。

別記 2

農地法第5条の規定による許可申請について（半田市：1,000㎡以上）（抜粋）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 3 . 2 4	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 7 . 1 6	審査請求人から意見書を受理
7 . 7 . 1 7 (第 709 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 8 . 2 5 (第 712 回審査会)	審議
7 . 1 0 . 2 8	答申